

社会福祉法人聖坂学園役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖坂学園（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事長及び常務理事については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次に定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
上記の額には、交通費を含むものとする。
- (2) 職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次に定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第3の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次に定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、直

近の銀行営業日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

- 2 評議員選任・解任委員会の委員の報酬についても、この規程を準ずる。

附則 この規程は、平成18年11月1日から施行する。
この規程は、平成20年4月1日から施行する。
この規程は、平成23年4月1日から施行する。
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和1年6月19日より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名報酬の額

理事長月額 100,000円（税抜き）

常務理事月額 100,000円（税抜き）

別表2（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

日額

評議員会への出席 20,000円（税抜き）

上記の他、法人及び施設業務のための出勤 20,000円（税抜き）

（2）理事

日額

理事会等会議への出席 20,000円（税抜き）

上記の他、法人及び施設業務のための出勤 20,000円（税抜き）

（3）監事

日額

監事監査等への出席 20,000円（税抜き）

上記の他、法人及び施設業務のための出勤 20,000円（税抜き）

別表3（職員給与との併給）

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。